

【第4次改定版】

健全な財政運営へのガイドライン

令和6年4月 松山市

■ガイドラインの目的

人口減少に加え、コロナ禍を経て様々な分野でデジタル化が進むほか、脱炭素化が求められるなど、社会経済状況は大きく変化しています。また、毎年のように全国各地で豪雨や地震による自然災害が発生しています。

加えて、社会保障関係経費の増加や子育て・教育環境の充実、公共施設の改修・更新のほか、防災・減災対策等の財政需要の増加にも的確に対応する必要があるため、今後も厳しい財政運営が見込まれます。

このガイドラインは、将来世代の負担も考慮した中長期的な視点に基づく指針や基準を定め、このような状況の中でも、引き続き健全な財政を堅持し、本市の持続的な発展を支えていくことを目的としています。

■期間

このガイドラインの期間は、令和6年度から令和10年度までとします。

■財政運営に関する基本的な認識

1. 厳しい財政状況の中、財政の健全性を維持しつつ、松山市総合計画に掲げる事業をはじめ、各施策を力強く推し進めるには、中長期的視点での財政運営が必要です。
2. 物価高騰や人件費の上昇に伴う行政経費全般の増加、人口減少・少子高齢社会の進展による社会保障関係経費の増加や市税収入の減少などで、財政の硬直化や悪化が懸念されます。
3. 市債(市の借金)は、公共事業等の財政負担を公債費(元利償還金)という形で後年度に平準化し、世代間負担の公平性を保つ役割があります。一方、市債に偏重した財政運営は将来の負担を増大させます。
4. JR 松山駅周辺整備や市街地再開発など、松山圏域の中心都市として必要な大型の公共投資や老朽化施設の更新を進める中で、市債依存度の高止まりが懸念されます。
5. 基金は、災害など不測の事態への対応や中長期的な財政負担を平準化するうえで重要な役割を担うため、弾力的に財政運営を行う観点から、適正規模を確保する必要があります。
6. 特別会計と企業会計を含めた財政の健全性確保に取り組むとともに、一部事務組合や第三セクターも含めた市全体(連結会計)の財務状況も把握する必要があります。

■健全な財政運営に向けた財政指標及び数値基準

①単年度の資金収支の健全性(現金主義会計の健全性)、②中長期の資金収支の健全性(発生主義会計の健全性)及び ③地方債の償還財源の健全性(地方交付税制度の趣旨に沿った健全性)をそれぞれ確保する観点から、「資金繰り」と「償還能力」の健全度を測る指標として、以下を「健全な財政運営に向けた財政指標及び数値基準」とします。

財政運営の視点① 単年度の資金収支の健全性確保(現金主義会計の健全性)

◇実質赤字比率	黒字の確保
◇連結実質赤字比率	黒字の確保
◇財政調整基金比率	標準財政規模の10%以上を確保

財政運営の視点② 中長期の資金収支の健全性確保(発生主義会計の健全性)

◆将来負担比率	100%未満 ※継続して抑制に努める。
◆債務償還可能年数(債務償還比率)	10年未満 (1,000%未満)

財政運営の視点③ 地方債の償還財源の健全性確保(地方交付税制度の趣旨に沿った健全性)

◆実質公債費比率	10%未満
◆交付税措置のない公債費等に対する留保財源の比率	交付税算定上の留保財源が基準財政需要額への非算入公債費の1.5倍以上
◆経常収支比率	中核市の平均値程度

※「◇」は「資金繰り」に係る指標、「◆」は「償還能力」に関する指標です。

■健全な財政運営に向けた取組

健全な財政運営に向けて、以下の内容に取り組みます。

1. 持続可能な行財政基盤の整備

積極的な行財政改革により、「選択と集中」や「スクラップ・アンド・ビルド」、「廃止・縮小」などに取り組み、事業の効率化や経常経費の縮減に努めます。また、債権管理の徹底や受益者負担の適正化などにより、歳入の確保に努めます。

2. 市債の健全な発行

市債は、年度間の調整機能や世代間負担の公平性を保つ役割があることから、交付税措置のある有利な市債を効果的に活用します。また、市債残高や元利償還金の推移を見込み、償還能力に留意しながら、借入れや利払いの抑制、償還の平準化などを行い、計画的で健全な市債の発行に努めます。

3. 基金の有効活用

基金は、災害など不測の事態に対応する場合や中長期的視点に立った計画的な財政運営を行ううえで、重要な役割を持つことから、基金残高の推移を見込み、適正規模の財政調整基金及び減債基金の確保に努めます。また、特定目的基金についても、松山圏域の中心都市として必要な公共投資や老朽化施設の更新など、各種施策の将来負担を見込み、計画的な基金の活用に努めます。

4. 公共施設マネジメントの推進

昭和40年代後半から平成初期にかけて整備した多くの公共施設が大規模改修や建替の時期を迎えるため、今後、多額の更新費用が必要となります。そこで、財政の健全性を維持しながら、安全で安心な公共施設を提供するため、施設の「質」「量」「コスト」の見直しを行うなど、公共施設マネジメントを推進します。

5. 市全体の財務状況の把握と公営企業の経営基盤強化

特別会計や企業会計、一部事務組合などの財務状況の悪化は、一般会計の財政運営にも影響を及ぼすおそれがあるため、統一的な基準による財務書類を作成し、市全体の財務状況を把握するとともに、類似団体との比較分析や評価を行います。また、公営企業は、経営戦略に基づき、持続可能な事業の運営に向けて経営基盤の強化に取り組みます。

6. わかりやすい財政状況の公表

財政状況の透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすことは、財政に対する市民の関心と理解を深めるとともに、健全性をより意識した財政運営につながることから、財政の情報を積極的にわかりやすく公表します。

(参考) 財政指標の説明と計算式

※「早期健全化基準」「財政再生基準」は、財政健全化法の健全化判断比率を示しています。

①実質赤字比率（早期健全化基準 11.25% 財政再生基準 20.00%）

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、収入に占める赤字の割合を表しており、これが生じた場合には早期に解消を図る必要があります。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

②連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25% 財政再生基準 30.00%）

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する比率で、収入に占める全会計の赤字の割合を表します。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

③財政調整基金比率

財政調整基金現在高の標準財政規模に対する比率で、収入に対し将来に備えた貯金がどれくらいあるかを表します。

$$\frac{\text{財政調整基金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

④将来負担比率（早期健全化基準 350.0%）

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。

一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担が、収入の何倍あるかを表し、低いほど財政的な体力が高いことを示します。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{充当可能特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

⑤債務償還可能年数(債務償還比率)

純債務(地方債及びそれに準じる一般会計等で負担すべき負債から償還に充当できる基金等を除いたもの)の単年度償還財源(経常一般財源総額から公債費・準公債費以外の経常経費充当一般財源等を除いた額で、純債務の償還に充当できるもの)に対する比率。

実質的な債務を全て返すとしたら、何年で返すことができるかを表し、低いほど財政的な体力が高いことを示します。

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{財政調整基金現在高} + \text{連結実質収支(赤字の場合)} + \text{減債基金現在高} + \text{充当可能特定財源見込額})}{\text{経常一般財源総額} - (\text{経常経費充当一般財源等} - \text{地方債の元金償還金に係る経常経費充当一般財源等} + \text{債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの} + \text{公営企業債の元利償還金に対する繰入金} + \text{組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等})} \times 100$$

経常一般財源総額 - (経常経費充当一般財源等
- 地方債の元金償還金に係る経常経費充当一般財源等)
+ 債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの
+ 公営企業債の元利償還金に対する繰入金
+ 組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等

⑥実質公債費比率(3か年平均) (早期健全化基準 25.0% 財政再生基準 35.0%)

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率。

収入に占める借金返済の割合を表し、低いほど返済の負担が小さいことを示します。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

⑦交付税措置のない公債費等に対する留保財源の比率

留保財源(基準財政収入額を構成する歳入項目の総額から基準財政収入額を除いたもの)の基準財政需要額に算入されない公債費・準公債費に対する比率。

借金の返済に対する収入の余裕分の割合を表しており、高いほど返済の負担が小さいことを示します。

$$\frac{\begin{aligned} &(\text{法定普通税} + \text{法定外普通税} + \text{事業所税} + \text{利子割交付金} + \text{配当割交付金} + \text{株式等譲渡所得割交付金} \\ &+ \text{地方消費税交付金} + \text{ゴルフ場利用税交付金} + \text{自動車取得税交付金} + \text{軽油引取税交付金} + \text{地方譲与税} \\ &+ \text{自動車税環境性能割交付金} + \text{法人事業税交付金} + \text{地方特例交付金等} + \text{交通安全対策特別交付金}) \\ &\quad - \text{基準財政収入額} \end{aligned}}{\begin{aligned} &(\text{地方債の元利償還金に係る経常経費充当一般財源等} + \text{公営企業債の元利償還金に対する繰入金} \\ &\quad + \text{組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等} \\ &\quad + \text{債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの}) \\ &\quad - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \end{aligned}} \times 100$$

⑧経常収支比率

人件費や扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当される一般財源が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源総額に占める比率。

低いほど臨時的な支出にお金を回す余裕があることを示します。

$$\frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100$$